

第 6663 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 15日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 期限後申告と青色申告特別控除の適用

Q : 青色の個人事業者ですが、申告期限に間に合いそうにありません。期限後申告をした場合、何か注意点はありますか？

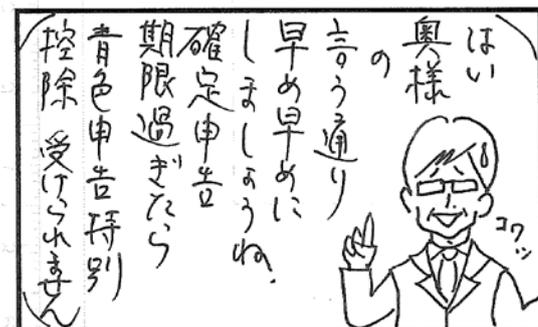
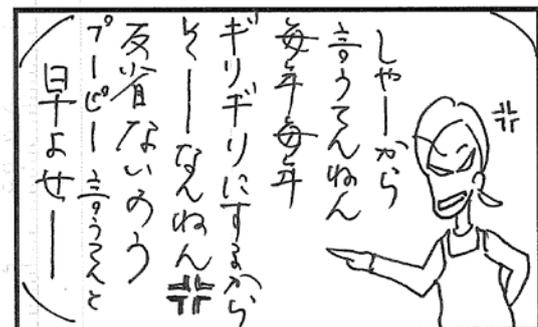
A : 青色申告特別控除が受けられませんので注意してください。

【解説】

55万円の青色申告特別控除は、確定申告書に青色申告特別控除の適用を受けようとする旨及びその控除を受ける金額の計算に関する事項の記載並びに帳簿書類に基づき作成した貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付をし、かつ、その確定申告書を申告期限までに提出した場合に限り適用されることとなっています。

そして、65万円の青色申告特別控除は、上記の帳簿書類について、「電子計算機を使用して作成する電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っているか、もしくは、その年分の所得税の確定申告を提出期限までにe-Taxを使用し行う場合に限り認められます。

したがって、青色申告特別控除は申告期限後に申告書を提出すると適用が認められないこととなりますので、注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】